

第5章 環境にやさしく快適で過ごしやすいまち

地球温暖化問題・気候変動問題に対応するため、環境にやさしく持続可能なエコシティを目指します。また、市民の誰もが将来にわたり住み続けられる都市環境を整えるための都市整備を進め、快適で過ごしやすいまちを目指します。

【施策の体系】

分野	テーマ	施策
5 環境にやさしく 快適で過ご しやすいまち	21 ゼロカーボン シティ	1 省エネルギー行動や再生可能エネルギー 利活用などの促進 2 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進
	22 環境美化・ 環境保全	1 清潔で美しいまちづくりの推進 2 暮らしやすい安心なまちづくりの推進
	23 資源循環・ 廃棄物処理	1 循環型社会の構築 2 ごみ処理体制の充実・し尿処理施設の 適正な維持管理
	24 公園・緑地	1 公園の整備 2 緑化の推進 3 農地・緑地の活用や保全
	25 市街地整備	1 魅力ある空間づくりの推進 2 快適で暮らしやすいまちづくりの推進
	26 道路・交通	1 道路等の整備 2 交通の利便性等の向上
	27 上・下水道	1 上水道の整備 2 下水道の整備
	28 住宅	1 住宅の改善・確保と適正管理 2 市営住宅の適切な維持管理

【指標】

指標	現状値	目標値
地球温暖化対策設備等設置費補助金の補助件数（累計）	614 件	1,000 件
コミュニティバス利用者数	180,678 人 (過去5年平均)	220,000 人
市内住宅の耐震化率（戸数）	85.7% (平成30年10月時点)	95%
重要施設配水管路の耐震適合率	89.1%	99%

現状値＝特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値＝令和10年度目標または令和10年度末目標

【関連計画等（主要なもの）】

計画等の名称	内容
蕨市環境基本計画	多様化・複雑化する環境問題に対応し、持続可能な社会を実現するため、地域の実情に対応した施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。
ごみ処理基本計画	持続可能な循環型・低炭素社会を構築するため、蕨市・戸田市・蕨戸田衛生センター組合の三者により、ごみの減量化や資源化、ごみの収集・処理のあり方などについて定めた計画です。
蕨市都市計画マスタープラン	「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市の将来像とその実現に向けた方針や施策を示した計画です。
蕨市立地適正化計画	将来の人口減少や少子高齢化の進展を見据え、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちを実現することを目的とした計画です。
錦町土地区画整理事業計画	施行地区である錦町の公共施設の整備改善を図り、健全かつ良好な住居環境を有するまちづくりを推進するため、道路や公園などの公共施設整備や土地利用などについて定めた計画です。
中央第一地区まちづくりプラン	中央第一地区における防災性の向上や良好な商業・住環境の形成を目的とした計画です。
蕨市景観計画	地域の実情に合った景観づくりを進めるため、良好な景観の形成に関する基本的な方針などを定めた計画です。
蕨市水道事業ビジョン	「将来にわたって、市民に安心・安全な水を安定的に、適正な料金でお届けする」という経営理念のもと、中期的視点から水道事業を推進するための計画です。
荒川左岸南部流域関連蕨公共下水道事業計画	快適な生活環境を確保するとともに、浸水から人々の生命や財産などを守る下水道事業の施設配置や、財政計画などについて定めた計画です。

【協働とDXの取組】

テーマ	具体的な取組（例）
協働	市民一人ひとりの環境意識の向上による省エネルギー行動の促進や再生可能エネルギー*の利活用を進めるとともに、地域との協働による公園や道路の維持管理など快適な都市空間づくりの取組を進めます。
DX	デジタル技術の活用により、環境に配慮したまちづくりを進めるとともに、都市基盤の効率的な管理等を図ります。

【SDGsの取組】

ゴール6：安全な水とトイレを世界中に	23-2. ごみ処理体制の充実・し尿処理施設の適正な維持管理（し尿処理施設の適正な維持管理） 27-1. 上水道の整備（水道事業の健全な運営、施設の計画的整備） 27-2. 下水道の整備（下水道事業の健全な運営、施設の計画的整備）
ゴール7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに	21-1. 省エネルギー行動や再生可能エネルギー利活用などの促進（情報提供の充実、省エネルギーの促進、再生可能エネルギーの利活用の促進）
ゴール11：住み続けられるまちづくりを	22-1. 清潔で美しいまちづくりの推進（まちの美化の推進、団体などの支援） 22-2. 暮らしやすい安心なまちづくりの推進（身近な環境問題への対応） 24-1. 公園の整備（身近な公園の整備・充実、市民参画・協働による公園づくり） 25-1. 魅力ある空間づくりの推進（計画的な都市形成の推進、蕨駅西口地区市街地再開発事業の推進、錦町土地区画整理事業の推進、中央第一地区まちづくり事業の推進） 25-2. 快適で暮らしやすいまちづくりの推進（景観まちづくりの推進、狹隘道路の解消、地区計画などの活用促進） 26-1. 道路等の整備（幹線道路と生活道路等の整備、道路・橋りょうの計画的改修、出歩きやすい歩道等の整備） 26-2. 交通の利便性等の向上（鉄道の利便性と安全性向上、バスの利便性向上、新たな交通・移動手段の検討） 27-2. 下水道の整備（雨水対策の推進） 28-1. 住宅の改善・確保と適正管理（住宅の改善に向けた支援の充実、質の高い住宅の確保と支援、民間住宅等の適正管理の促進） 28-2. 市営住宅の適切な維持管理（既存市営住宅の計画的長寿命化と適正管理）
ゴール12：つくる責任 つかう責任	23-1. 循環型社会の構築（循環型社会の実現に向けた意識向上、適正なごみ出しと分別・減量に向けた周知と支援、廃棄物の再使用と資源循環の推進） 23-2. ごみ処理体制の充実・し尿処理施設の適正な維持管理（ごみ処理体制の充実）
ゴール13：気候変動に具体的な対策を	21-2. 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進（交通における脱炭素の推進、スマートコミュニティの検討、広域連携によるカーボンオフセットの検討）
ゴール14：海の豊かさを守ろう	22-2. 暮らしやすい安心なまちづくりの推進（環境保全などの推進）
ゴール15：陸の豊かさを守ろう	24-2. 緑化の推進（市民による緑化の支援、公共施設の緑化の推進） 24-3. 農地・緑地の活用や保全（自然との触れ合いと交流の場の提供）

21 ゼロカーボンシティ

目指す姿

市民・事業者・行政など多様な主体との連携により、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利活用などを通じ、脱炭素のまち「ゼロカーボンシティ*」を目指します。

◆ 現況と課題

- 地球規模での気候変動は、自然災害の激甚化、生物多様性の喪失、干ばつや洪水による水・食料不足などを世界各地で引き起こしており、自然環境だけでなく人類の存立そのものに大きな影響を及ぼしつつあります。こうしたなか、2015(平成27)年に採択された「パリ協定」では、批准した各国が、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力をすることに合意し、2022(令和4)年に開催されたCOP27(国連気候変動枠組条約第27回締約国会議)では、取組の具体的実施が求められるなど、持続可能な社会の構築に向けた取組が世界的に推進されています。わが国でも、2020(令和2)年に「2050カーボンニュートラル宣言」を表明し、翌年改正した、地球温暖化対策推進法では、2050(令和32)年までのカーボンニュートラルの実現が明記されました。
- 蕨市では、これまでも「蕨市環境基本条例」、「環境基本計画」に基づく環境施策を推進してきましたが、2023(令和5)年には、「第3次蕨市環境基本計画」を策定し、地球温暖化とその影響による気候変動に対して展開する施策をこの計画に内包させ、ゼロカーボンシティ*の実現に向けた取組を総合的に展開しています。更には、「ゼロカーボンシティ*宣言」を行い、取組を加速化させていきます。
- 今後は、情報提供や取組の充実を図るとともに、市民・事業者の省エネ行動や省エネ・再エネ設備等の導入促進、再エネ導入や機器の導入促進などを行うことによって、省エネルギーの促進や再生可能エネルギー*の利活用を進めていく必要があります。
- また、市民・事業者などとの連携により、ゼロカーボンシティ*の実現に資する交通インフラの整備、スマートコミュニティ*づくりやカーボンオフセット*の検討などを通じ、脱炭素社会に向けたまちづくりの推進を図っていく必要があります。



施策1 省エネルギー行動や再生可能エネルギー利活用などの促進

- (1) 情報提供の充実
 - ① 省エネルギー行動や再生可能エネルギー*の利活用を促すため、広報蕨や市ホームページ、その他さまざまな機会を通じて市民や事業者、市民団体等に分かりやすく情報を発信します。
- (2) 省エネルギーの促進
 - ① LED照明への交換や冷暖房時の適切な節電など、市民の省エネ行動を促進します。
 - ② 公共施設の新築、改築、設備の更新などに際しては、省エネルギー診断などを踏まえ、省・創・蓄エネルギー設備の導入を推進します。
 - ③ 各家庭や事業所などに対し、省エネルギー設備の導入を啓発・支援します。
- (3) 再生可能エネルギーの利活用の促進
 - ① 太陽光発電設備をはじめとした、ソーラー蓄電池ステーションの導入を検討します。また、各家庭や事業所などにおける再生可能エネルギー*設備の導入を支援します。
 - ② 蕨戸田衛生センター組合と連携し、電力の地産地消を推進します。また、公共施設において再生可能エネルギー*由来の電力の活用を拡大するほか、各家庭や事業所などに対し、再生可能エネルギー*由来の電力の活用を促します。



施策2 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進

- (1) 交通における脱炭素の推進
 - ① 事業者との連携により、自転車やバス・鉄道といった公共交通機関の利用について市民に広く啓発します。
 - ② 公用車・ぷらっとわらびのEV(電気自動車)導入を推進します。また、市民に対してEVへの切り替えを支援するとともに、普及・促進を図るため、公共空間での充電設備の充実に向けて国・県などへの働きかけを行います。
 - ③ シェアサイクル*や電動カートシェア事業など、環境に優しい新たな交通・移動手段の導入を推進します。
- (2) スマートコミュニティの検討
 - ① エネルギーの消費を最小限に抑え、地域でエネルギーを有効活用するスマートコミュニティ*の実現に向け、検討を進めます。
 - ② EVの普及を図り、V2H(ヴィークルトゥホーム)*やV2G(ヴィークルトゥグリッド)*と連携した電力需給システムの構築を検討します。
- (3) 広域連携によるカーボンオフセットの検討
 - ① 他の自治体と連携し、森林整備によるカーボンオフセット*などを検討します。

22 環境美化・環境保全

目指す姿

市民や団体との協働のもとに清潔で美しいまちづくりの推進や身近な環境問題への対応を進めることにより、美化活動の進んだ快適で持続可能なまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国では、経済活動の拡大により人々の暮らしは便利で快適になった一方、公害の発生やまちの美観の低下など、市民生活にとって身近な環境問題を引き起こしてきました。国は、2018(平成30)年に第五次環境基本計画を策定し、環境・経済・社会の統合的向上が求められるとした上で、地域資源を活用した持続可能な地域づくりや、健康で心豊かな暮らしの実現などに取り組むとしています。
- 蕨市でもこれまで、環境美化活動の促進や不法投棄対策といった清潔で美しいまちづくり、身近な環境問題への対応や環境汚染対策など、暮らしやすい安心なまちづくりに取り組んでいます。更に、2023(令和5)年に策定した、「第3次蕨市環境基本計画」においても、「みんなで守る 安心して暮らせる快適なまち」の推進を図っているところです。
- 蕨市には、コンパクトな市域の中に活発な地域コミュニティが息づくという、大きな特長があります。今後も、このような特長を生かし市民・事業者・行政の協働を進めながら、地域の美化活動を促進して美しいまちを維持していくことが大切です。
- また、安心して暮らせる快適なまちづくりに向け、都市・生活型公害など身近な環境問題の防止や相談体制の強化、県との連携による産業型公害の未然防止や適正指導等について、多様な主体との協働により取り組んでいくことが重要です。

施策1 清潔で美しいまちづくりの推進

- (1) まちの美化の推進
- ① 「蕨市さわやか環境条例」、「蕨市路上喫煙の防止等に関する条例」などの周知により、ポイ捨てや不法投棄などの防止に努め、きれいなまちづくりを進めます。
 - ② さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動など住民の主体的な環境美化活動を推進します。また、更なる参加促進に向けて市ホームページや広報蕨等を通じた周知を図ります。
 - ③ だれにでも分かりやすい案内などによるまちの美化への意識啓発を通じて、ごみ出しルールや喫煙ルールの更なる徹底を図ります。
 - ④ 蕨市公衆衛生推進協議会など関係団体との連携により、集積所等におけるごみの散乱防止など良好な環境整備を促進します。
 - ⑤ 関係機関や関係団体等と連携を図り、ペットの飼育マナーの向上に努めます。
- (2) 団体などの支援
- ① まちの美化活動に自主的に取り組む市民団体に対する支援を行います。

施策2 暮らしやすい安心なまちづくりの推進



- (1) 身近な環境問題への対応
- ① 都市・生活型公害を未然に防止するための啓発や、情報発信を行います。また、苦情や相談に適切に対応し、早期解決につながるよう努めます。
- (2) 環境保全などの推進
- ① 県や関係機関、事業者などとの連携により、河川や大気などの汚染を監視するとともに、騒音や振動、悪臭などの産業型公害に対する適正指導等を実施します。
 - ② 羽田空港の新飛行経路導入に伴う本市上空の通過について、騒音対策等の推進など、県と連携し、国に対して必要な働きかけを行います。

23 資源循環・廃棄物処理

目指す姿 リサイクルや分別に関する市民の意識の啓発を進めながら、ごみの減量化と再資源化に取り組むとともに、ごみやし尿などの適正な収集処理を進め、市民が清潔で快適な暮らしを営めるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国のみならず、特に世界の先進国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムのもと経済発展を進めた結果、ごみ問題という深刻な社会問題を引き起こしてきました。持続可能な資源利用に向けた取組は、世界的な大きな課題であり、国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、2018(平成30)年に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進などを掲げ、取組を進めています。
- 蕨市でもこれまで、ごみ減量化の推進(リデュース)に取り組むとともに、廃棄物の再使用と資源循環推進(リユース・リサイクル)を進めていますが、2023(令和5)年に策定した、「第3次蕨市環境基本計画」においても、「みんなでつくる 資源循環のまち」の推進を図っているところです。また、ごみ処理については、「ごみ処理基本計画」を戸田市、蕨戸田衛生センター組合とともに策定し、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の方針などについて示しています。
- 蕨市には、単身世帯が多く、高齢者世帯、外国人世帯も増加しているという特徴があります。こうした背景のもと、これからも循環型社会*の構築の必要性等に関する市民の学びを進めつつ、地域の現状を踏まえながら、ごみの減量化や再資源化に向けた市民の主体的な取組を促していく必要があります。
- また、蕨市と戸田市のごみやし尿を処理している蕨戸田衛生センター組合の効率的・効果的な運営に努め、安定的なごみ処理・し尿処理体制を確保していく必要があります。



施策1 循環型社会の構築

- (1) 循環型社会の実現に向けた意識向上
- ① 3R(リデュース・リユース・リサイクル)*についての理解を深めるため、学習機会の提供や情報提供に努めます。
 - ② 環境負荷が少ない消費行動の重要性について発信し、エコバッグ、マイボトル、マイ箸の利用促進を図ります。
 - ③ 事業者との連携により、使い捨てプラスチック製品を使わない呼びかけを行うとともに、食品ロス削減に向けた取組を呼びかけます。
- (2) 適正なごみ出しと分別・減量に向けた周知と支援
- ① ごみと資源の出し方マニュアルなどを活用して、ごみの分別を周知徹底し、ごみの減量化を促進します。
 - ② ごみ出しが困難な高齢者等の支援を行います。
- (3) 廃棄物の再使用と資源循環の推進
- ① 市民・団体・事業者との連携により、フリーマーケットやバザーの情報発信、情報サイトを利用したリユースの取組促進、リサイクル品回収ボックスの設置などに努めます。
 - ② 蕨戸田衛生センター組合との連携により、生ごみの減量化や堆肥化事業を推進します。



施策2 ごみ処理体制の充実・し尿処理施設の適正な維持管理

- (1) ごみ処理体制の充実
- ① 収集・運搬事業者などとの連携により、ごみ収集・運搬の適正化、効率化を図ります。
 - ② 蕨戸田衛生センター組合内の中間処理施設機能の維持に努めます。
 - ③ 最終処分する残さ*量を削減するとともに、最終処分先の安定的な確保に努めます。
- (2) し尿処理施設の適正な維持管理
- ① 下水道未整備地区における浄化槽の適正な維持管理に向け、周知・啓発を行います。
 - ② 蕨戸田衛生センター組合内し尿処理施設の適正な維持管理に努めます。

24 公園・緑地

目指す姿 市民や団体との協働などにより、公園の機能向上や適正な維持管理に努めるとともに、身近な住宅などの緑化と農地の有効活用や保全に取り組むことにより、快適で安全な公園等を提供し、緑があふれる快適なまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 公園・緑地は、人々の憩いの場であるだけでなく、防災的側面、環境的側面などさまざまな公共・公益的機能を有しており、都市空間における公園・緑地は極めて重要である一方、公園施設の老朽化や維持管理、都市における緑地の減少等が全国的な課題となっています。現在、蕨市では、蕨市民公園や富士見公園など46か所の都市公園が整備され、このほかにもちびっこ広場や、生産緑地などがあり、市域全体を通してオープンスペースが少ないとされる本市において貴重な存在となっています。
- 蕨市ではこれまでも、わらびりんご公園やわらび公園、末広公園などが、計画段階から市民参画により整備され、地域に密着した公園として親しまれています。更に、2023(令和5)年には、地域ニーズに対応し、特色のある公園づくりを進めるため、市民参画により「錦町地区街区公園整備基本構想」を策定し、錦町地域全体及び個々の公園の基本方針を定めました。また、住宅における緑化の促進、更には市民が農と触れ合うファミリー菜園の開設など農地を有効活用しているほか、生産緑地の保全にも取り組んでいます。
- 蕨市では、市域全域で既に市街化が進んでいることから、今後も市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えながら、市民に親しまれる公園づくりを着実に進めるとともに、既存の公園については、だれもが安全に利用できるよう適切な維持管理を図っていく必要があります。
- また、都市の緑は、生活に潤いを与える大きな要素ともなりうるため、住宅の緑化促進や既存樹木の保護、ファミリー菜園の活用や、特定生産緑地*などの指定による農地の保全に引き続き努めていく必要があります。



施策1 公園の整備

- (1) 身近な公園の整備・充実
- ①市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えて、市民のニーズを踏まえた親しまれる公園づくりを進めます。
 - ②防災機能や安全性・快適性に配慮しながら、「蕨市公園施設長寿命化計画」に基づく公園施設の計画的な修繕や更新に努め、だれでも安全に安心して利用できる公園づくりを進めます。
 - ③ボール遊びやグラウンドゴルフができる公園など、多様なニーズに対応した公園づくりを進めます。
- (2) 市民参画・協働による公園づくり
- ①公園の整備・改修において、計画段階からの市民参画を推進します。
 - ②地域住民や団体などとの協働による公園の維持管理を促進します。

施策2 緑化の推進

- (1) 市民による緑化の支援
- ①リサイクルフラワーセンター*を活用した花苗の提供や、わらびりんごの植樹など緑化活動を展開するとともに、生垣設置補助などを周知し、その利用を促進します。
 - ②プランターを活用した家庭菜園の普及などを通じて、市民が緑に触れ合う機会の充実を図り、身近な家庭から地域の緑化を促進します。
- (2) 公共施設の緑化の推進
- ①施設の計画的な修繕や更新の機会などを捉え、公共施設における緑の充実を図ります。



施策3 農地・緑地の活用や保全

- (1) 自然との触れ合いと交流の場の提供
- ①土地所有者などと協力し、ファミリー菜園など市民が自然と触れ合う場、交流の場を提供します。
 - ②特定生産緑地*など、身近な緑地である農地の保全に努めます。
 - ③市内農家との連携により、農地へのわらびりんごの植樹に取り組むとともに、収穫体験等の実施などを通じた活用を図ります。

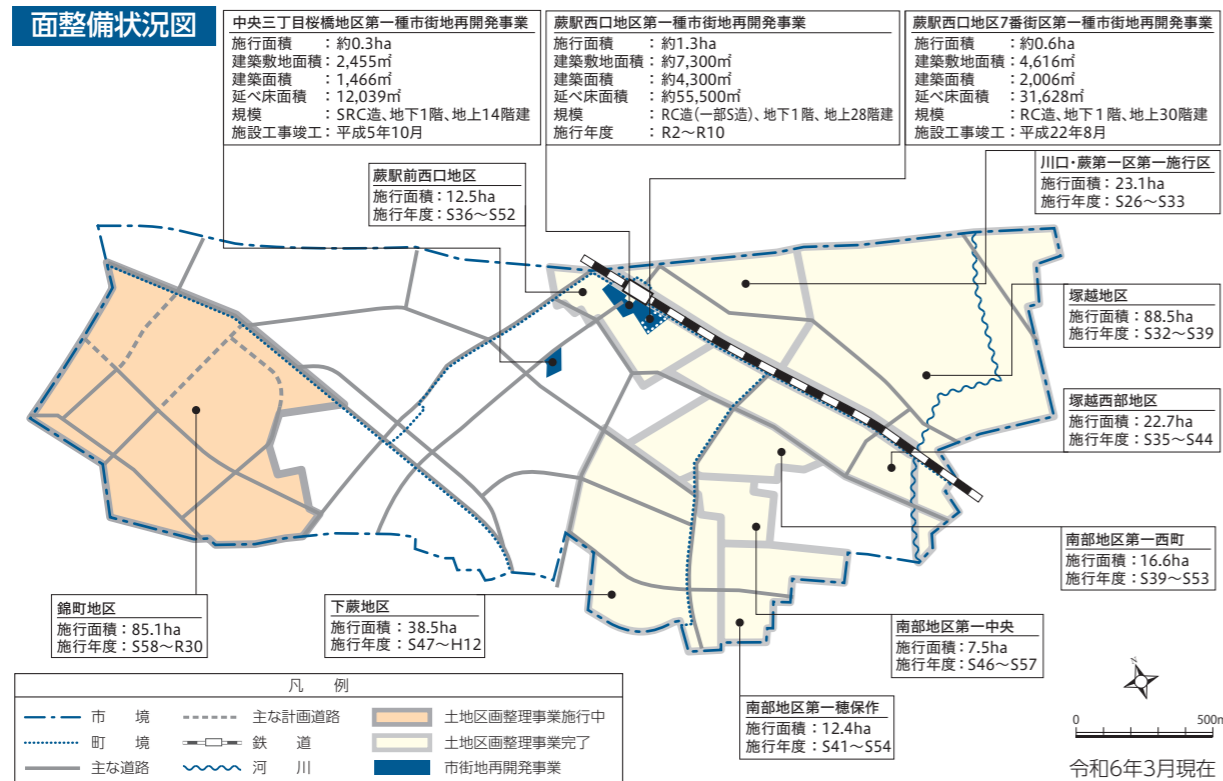
25 市街地整備

目指す姿

市街地再開発事業や土地区画整理事業などを計画的に推進していくとともに、地区計画制度などを活用することにより、魅力ある市街地整備の進んだまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 人口減少と少子高齢化が進むなか、わが国の市街地では、地域活力の減退、都市施設の老朽化、防災性・安全性などが問題となっており、国などでも、ICT*を活用したスマートシティ、ウォークアブルシティなどこれからの都市の新たなあり方について、さまざまな概念やモデルが提示されてきています。蕨市では、2021(令和3)年に「蕨市都市計画マスタープラン」、「蕨市立地適正化計画」を策定し、今後のまちづくりに当たり、都市の将来像とその実現に向けた方針、持続可能な都市を目指すための施策などを示しました。
- 蕨市では現在、市街地整備事業として、蕨駅西口地区第一種市街地再開発事業(第2工区)、錦町土地区画整理事業、地区計画制度*を活用した中央第一地区まちづくり事業を進めています。このほか、2022(令和4)年に策定した「蕨市景観計画」に基づく景観づくりを進めるなど、地域特性を生かしたまちなみ形成に努めています。
- 今後も、蕨市を持続可能な都市として発展させていくためには、蕨駅周辺を都市機能の核とした魅力ある空間づくりを進め、人が集う活力あるまちとしていく必要があります。あわせて、市内には蕨らしさの核である中山道蕨宿周辺をはじめとした歴史的・文化的資源も多いことから、これらを生かした蕨らしいまちづくりに取り組む必要があります。



施策1 魅力ある空間づくりの推進

- (1) 計画的な都市形成の推進
 - ① 都市形成の将来ビジョンであり、その実現に向けた方針や施策を示す「蕨市都市計画マスタープラン」や「蕨市立地適正化計画」に基づき、本市の特性を生かした都市形成を推進します。
- (2) 蕨駅西口地区市街地再開発事業の推進
 - ① 蕨駅西口地区市街地再開発事業により、住宅施設や商業業務施設、公共公益施設からなる建物の整備や駅前広場の再整備など、市の玄関口にふさわしい駅前の魅力ある空間の創出に向けた整備を進めます。
- (3) 錦町土地区画整理事業の推進
 - ① 公共施設の整備改善や、良好な住環境の形成を進めるため、権利者の理解と協力を得ながら、錦町土地区画整理事業による道路や公園の整備などを計画的に推進します。
 - ② 地区の特性に応じた敷地面積の最低限度や建築物の高さの最高限度などを定めた「錦町地区地区計画」により、錦町地区にふさわしいまちづくりを進めます。
- (4) 中央第一地区まちづくり事業の推進
 - ① 「中央第一地区まちづくりプラン」に基づき、地区計画制度*を活用したまちづくりを推進するとともに、駅前通りの拡幅・リニューアル整備を通じて、にぎわいの軸としてふさわしい空間の形成に取り組みます。
 - ② 個々の建替えにより不燃化などを促進するとともに、区画道路や公園などの整備により、安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めます。



施策2 快適で暮らしやすいまちづくりの推進

- (1) 景観まちづくりの推進
 - ① 「蕨市景観計画」の周知とあわせ、計画に基づく良好な景観形成を推進します。
 - ② 中山道蕨宿周辺においては、「中仙道蕨宿まちなみ協定*」により進められている歴史的なまちなみの維持・保全活動を支援します。
 - ③ 地域住民との協働により、都市の美観の維持や向上を図ります。
- (2) 狭隘道路の解消
 - ① 市街地整備事業や「蕨市狭隘道路拡幅整備要綱」などに基づき、狭隘道路の解消に向けた取組を推進します。
- (3) 地区計画などの活用促進
 - ① 地区計画制度*や建築協定などの周知を図りながら、制度を活用した市民の主体的なまちづくりを支援します。

26 道路・交通

目指す姿 道路などの計画的な整備・改修、市民や団体との協働による維持管理を行うとともに、鉄道やバスの利便性等の向上に努め、市民が安全で快適に行き交うことができるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国の道路は、2021(令和3)年3月時点で総延長約128万kmに達しており、日常生活や産業振興に必要な都市基盤となっていますが、一方で、高度経済成長期に整備された道路も多く、老朽化への対応が全国的な課題となっています。また、鉄道やバスといった公共交通機関については、地域により路線の維持など持続可能性の確保が課題となっています。蕨市では、古くから主要交通路として利用されていた中山道が、国道17号として現在も広域幹線道路の役割を果たしているほか、県道川口・蕨線や蕨停車場線などの主要県道とこれらをつなぐ市道が、コンパクトな市域において充実した道路網を形成しています。また、公共交通についても、J R京浜東北線蕨駅をはじめ、市外の西川口駅やJ R埼京線北戸田駅、戸田駅、戸田公園駅などが徒歩圏で利用可能なほか、民間路線バスや、コミュニティバス「ぷらっとわらび」など、比較的充実した環境にあります。
- 蕨市では、市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えて道路の整備を進めるとともに、老朽化した道路・橋りょうの改修を計画的に推進しており、また、「ぷらっとわらび」の運行などにより市民にとって利便性の高い公共交通の充実に取り組んでいます。
- 密度の高い市街地が既に形成されている蕨市では、これからも、道路・橋りょうの改修などにより、安全で快適かつ通行しやすい道路を維持する必要があります。
- また、高齢化を背景として公共交通の果たす役割の重要性が増していることから、市民のニーズを捉え、関係機関や事業者などとの連携を図りながら、鉄道やバス、駅の利便性向上に向けた取組、シェアサイクル*などの新たな交通手段への対応などを継続的に進めていく必要があります。

施策1 道路等の整備



- (1) 幹線道路と生活道路等の整備
- ① 市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えて、都市計画道路と生活道路の計画的な整備を進めます。
 - ② 市民や団体との協働により、身近な道路の清掃を行うとともに、適正な街路樹の維持管理に努めます。また、市民等の主体的な活動の継続と活性化に向けた支援を行います。
- (2) 道路・橋りょうの計画的改修
- ① 老朽化の進行状況や交通量、市民ニーズなどを踏まえ、道路や道路附属施設、橋りょうを計画的に改修し、道路交通の安全確保、橋りょうの長寿命化を進めます。
- (3) 出歩きやすい歩道等の整備
- ① ユニバーサルデザイン*に配慮し、だれもが安心して利用できるとともに、出歩きやすいウォーカブル*なまちづくりの推進に向けて、歩道の段差の解消などを進めます。

施策2 交通の利便性等の向上



- (1) 鉄道の利便性と安全性向上
- ① J Rに対し、蕨駅の利便性と安全性の確保に向けた協議や、京浜東北線や埼京線の利便性向上に向けた協議を継続的に行います。
- (2) バスの利便性向上
- ① 民間バス事業者に対する路線維持や利便性の向上に向けた協議を継続的に行います。
 - ② コミュニティバス「ぷらっとわらび」については、運行ルート改善などを含め利便性の向上を図りながら、利用促進を図ります。
- (3) 新たな交通・移動手段の検討
- ① 民間事業者等と連携を図りながら、市民ニーズを踏まえ、時代に対応した新たな交通・移動手段の導入について検討します。

27 上・下水道

目指す姿

上・下水道事業の健全な運営と施設の計画的整備に努め、市民の日常生活に必要な不可欠な都市基盤としての機能の維持・向上を目指すとともに、施設の耐震化や下水道による雨水対策を進めるなど、市民の快適で安全な生活を支える上・下水道が充実したまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国の上・下水道事業は、人口増加と高度経済成長に伴う拡張期を経て、現在では、人口減少などを背景として、健全運営や施設の維持・更新に重点が置かれる時期を迎えています。また、上・下水道は人々の日常生活や社会経済活動を維持するために必要不可欠な都市基盤であることから、大規模な地震や豪雨災害時にも機能を発揮する耐震化等の対策が求められています。蕨市の上水道は、1958(昭和33)年度に給水を開始し、1975(昭和50)年度には普及率100%を達成、一方、下水道は、1969(昭和44)年度から事業を展開し、2022(令和4)年度末の対人口普及率は96.9%となっており、いずれも老朽化と災害等に対応するための今後の維持管理が極めて重要です。
- 蕨市では、上水道については、「蕨市水道事業ビジョン」に基づき、「市民の豊かさつなぐ わらびの水道」を実現するため、この間、耐震性の劣る石綿セメント管*の解消をほぼ達成させるとともに、基幹管路*の耐震化などの取組を推進しています。また、下水道は、「蕨市下水道ストックマネジメント計画」に基づき改築修繕工事を順次進めており、また、2021(令和3)年には「蕨市公共下水道事業経営戦略」を策定し、事業の健全運営に努めています。
- 今後も上水道については、「蕨市水道事業ビジョン」に基づき、引き続き安心・安全な水の安定的な供給を図るとともに、管路や施設について、耐震化等を含めた維持管理を図ることが必要です。
- あわせて、下水道については、今後も、錦町土地区画整理事業の進捗に合わせた施設の計画的な整備による下水道未整備地区の解消や、既設の下水道施設の適切な維持管理及び長寿命化・耐震化を踏まえた計画的な改築修繕、都市型水害に対応するための雨水対策などが必要です。

施策1 上水道の整備



(1) 水道事業の健全な運営

- ① 「蕨市水道事業ビジョン」の各施策を着実に実施するとともに、アセットマネジメント*や経営戦略に基づき、「将来にわたって、市民に安心・安全な水を安定的に、適正な料金でお届けする」経営理念の実現に向け、事業の中長期的な健全運営に努めます。
- ② 広報蕨や市ホームページ、水道部発行の広報紙「水道とくらし」などを活用し、水道事業に関する情報を提供するとともに、意見や要望などの収集に努めます。

(2) 施設の計画的整備

- ① 「蕨市水道事業ビジョン」に基づき、重要施設配水管路*などの災害時に重要な役割を果たす管路について計画的に耐震化・長寿命化を進めます。
- ② 中央・塚越浄水場、取水井、導・配水管路などの既存施設を適切に維持管理します。

施策2 下水道の整備



(1) 下水道事業の健全な運営

- ① 「蕨市公共下水道事業経営戦略」等に基づき、経営の効率化を図り、事業の中長期的な健全運営に努めます。

(2) 施設の計画的整備

- ① 錦町土地区画整理事業区域における分流式下水道*の整備を進めます。
- ② 南町・塚越ポンプ場及び既設下水道管路の適切な維持管理と、「蕨市下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な長寿命化・耐震化を推進します。

(3) 雨水対策の推進

- ① 浸水被害を軽減するため、下水道整備による都市浸水対策を推進するとともに、市民や事業者による雨水流出抑制対策を促進します。また、市民に対し内水ハザードマップ*の周知を図ります。

28 住宅

目指す姿 住宅の改善や確保についての取組の充実を図るとともに、質の高い住宅の確保、適正な維持管理のための支援に努め、市民が心豊かに暮らし続けられるより良い居住環境が整ったまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 住まいは、人々が生活を営む上での大切な基盤であり、安定的な量の確保とともに、その質の確保が求められています。国は、2021(令和3)年に新たな住生活基本計画(全国計画)を策定し、激甚化する災害や気候変動への対応、既存ストックの流通促進、新技術の活用などを踏まえた住宅政策を推進しています。更に、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正(2023(令和5)年)に伴い、空き家対策が総合的に進められています。蕨市は、高度経済成長期に人口が急増し、今に至るまで東京近郊の住宅都市として発展してきた背景があり、住宅等の高経年化が進んでいることから、質の高い住宅の確保、居住環境の改善などについて、適切に支援していくことが求められます。
- 蕨市では、住宅の耐震化の促進、蕨市住宅改修資金助成金を通じた既存住宅の改修支援、三世代ふれあい家族住宅取得補助制度による三世代の市内定住のための住宅確保支援などを進めるとともに、「蕨市マンション管理適正化推進計画」や、「蕨市老朽空き家等の安全管理に関する条例」などにより民間住宅の適正な維持管理を促しています。あわせて、市営住宅については、既存住宅の計画的な長寿命化と適正管理を通じて、老朽化対策やより良い住環境の実現に努めています。
- 今後は、特に、将来を担う若い世代、子育て世代の定住を促進するとともに、どの世代も恒久的に住み続けられる環境を整備していくことが重要であり、住まいの安全性・快適性向上への支援や、環境への配慮に向けた支援などを、継続的に検討し充実していく必要があります。
- また、現在の市営住宅を最大限に活用するため、建物の長寿命化を図るとともに、引き続き計画的かつ適切な維持保全を実施することが求められています。



施策1 住宅の改善・確保と適正管理

- (1) 住宅の改善に向けた支援の充実
- ① リフォームやバリアフリー化、耐震化、環境への配慮などに向けた住宅改善の支援の充実に努め、だれもが安心して住み続けられる住宅環境の整備を促進します。
 - ② 住宅相談制度の周知を図るとともに、悪質な事業者による被害防止に向けた情報提供を行います。
- (2) 質の高い住宅の確保と支援
- ① 民間事業者との連携により、良質な民間賃貸住宅の供給を促します。また、住宅の流通に関する適切な情報提供や相談体制の充実に努めます。
 - ② 三世代ふれあい家族住宅取得補助制度により、親・子・孫の三世代の同居や近居を支援します。
- (3) 民間住宅等の適正管理の促進
- ① 「蕨市マンション管理適正化推進計画」に基づき、マンション管理に関する基礎セミナーの開催やマンションアドバイザーの派遣などを実施し、各関係主体との連携により、良好な住環境の整備に努めます。
 - ② 「蕨市老朽空き家等の安全管理に関する条例」及び「蕨市さわやか環境条例」に基づき、空き家などの適正な維持・安全管理を推進します。



施策2 市営住宅の適切な維持管理

- (1) 既存市営住宅の計画的長寿命化と適正管理
- ① 「蕨市営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存市営住宅の計画的な予防保全を図り、施設の適正な維持管理に努めます。

